

令和7年1月21日

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者 各位

川口市上下水道事業管理者  
( 公 印 省 略 )

川口市給水装置工事申込に関する確認事項について (通知)

平素、川口市水道事業につきましては、多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年4月1日より川口市給水装置関係法令（以下「関係法令」という）の内容を改正いたしますので通知いたします。

関係法令の改正については、これまでの内容から大きく変更になったものを下記の2に掲載しておりますが、関係法令以外の通知内容（下記の1.3.4.5）についてもご確認のうえ、ご対応をよろしくお願いいたします。

記

1 給水装置工事申請における誓約書について

- (1) 既設給水取出し管の再使用に係る誓約書の新設 (別紙1)
- (2) 従来使用している誓約書の内容の変更について (別紙2)

2 川口市給水装置関係法令の内容で改正を行うもの

- (1) 川口市水道事業給水条例施行規程
  - (1)-1 給水装置所有者変更届 (別紙3)
  - (1)-2 給水装置工事事前打合せ書 (別紙4) (運用開始は令和7年10月1日)
- (2) 川口市給水装置工事設計施行基準
  - (2)-1 排水設備の設置
  - (2)-2 水撃防止器の設置
  - (2)-3 中高層集合住宅に関する基準等
- (3) 川口市直結増圧式給水方式設計施行基準
- (4) 川口市水道用ステンレス鋼管施工要領
- (5) 川口市開発工事等におけるダクティル鋳鉄管設計施工基準

3 台帳に記載する代理人について

4 浄水器、活水器等のしゅん工検査受付時の添付資料について

5 運用開始日について

## 1 給水装置工事申請における誓約書について

### (1) 既設給水取出し管の再使用に係る誓約書の新設（別紙1）

既設管再使用についての誓約書を独立させ、署名または記名押印が必要になる誓約書を提出していただきます。理由としては、既設管の再使用について、指定給水装置工事事業者や不動産業者から実際に住んでいる方まで話が伝わっておらず、漏水修理のトラブルが多発していること、また、上下水道局としてステンレス管への布設替えを推奨する（誓約書裏面参照）ということです。

指定給水装置工事事業者におかれましては、既設管再使用のリスクを十分に伝え、ステンレス管への布設替えを推奨されますようお願い申し上げます。なお、原本のコピーは申請者に必ずお渡しください。

### (2) 従来使用している誓約書の内容の変更について（別紙2）

既設管利用の内容を削除しました。

## 2 川口市給水装置関係法令の内容で改正を行うもの

### (1) 川口市水道事業給水条例施行規程

#### (1)-1 給水装置所有者変更届（別紙3）

昨今の押印省略の流れや、給水装置所有者変更の手続きの簡略化の要望を踏まえまして、今までは新旧の所有者の押印を求めていましたが、今後は新所有者の押印は廃止し、新所有者が給水装置を所有していることが確認できるもの（登記事項証明書と公図）があれば旧所有者からの押印等は不要となります。

#### (1)-2 給水装置工事事前打合せ書（別紙4）（運用開始は令和7年10月1日）

記載事項が多かった給水装置工事事前打合せ書を簡素化いたしました。

## (2) 川口市給水装置工事設計施行基準

### (2)-1 排水設備の設置

濁水時に位置指定道路内等で片引きのφ50mm以上の配水管または給水管の排水作業を行う際、排水設備がないことで、作業に長時間拘束されてしまうことや、近隣住民からの協力がなかなか得られない等の問題を解決するため基準を策定いたしました。

#### (排水設備の設置)

##### 第21条

配水管又は給水装置を布設した際に、次の各号に該当する場合には排水設備を設けること。

- (1) 将来的な形状も含め布設する水道管が連合で使用する管であること。
- (2) 布設する水道管が管網の末端になる又は夾雑物の滞留する恐れのある箇所。
- (3) 排水先は原則側溝とし、困難な場合は雨水のマンホール等とする。接続前には各管理者と協議を行うこと。

2 排水設備の布設方法、材質については次の各号による。

- (1) 使用する材質は原則ステンレス管(SUS-316)とし、水道管の延伸等で撤去する予定があるものは別の材質の使用を上下水道事業管理者と協議することができる。
- (2) 排水先の側溝の蓋は原則グレーチングとする。
- (3) 仕切弁の設置は管の立ち上げの前とし、弁筐を設けること。排水口には逆流を防ぐようキャップ等の防護が望ましい。

### (2)-2 水撃防止器の設置

これまでは貯水槽式給水又は、直結増圧給水を行う建物の堅管の最上部には、逆流防止のための吸排気弁とウォーターハンマー現象を軽減する水撃防止器の設置を義務付けていました。しかし、近隣自治体の状況や指定工事事業者方からの要望を受けまして、今後の水撃防止器の設置に関しては各事業者(申請者)の判断となります。吸排気弁に関しては逆流防止の観点から設置を義務付けておりますのでご注意ください。

#### (末端の水圧等)

##### 第34条第2項

圧送給水方式のときは、配管の最上部に空気弁又は吸排気弁を設置することとし、その下部に止水栓を取付ける。また、水撃作用が生じる恐れのある場合は、水撃防止器等の対策を施すこと。

(2)-3 中高層集合住宅に関する基準等

- ・中高層集合住宅等の契約を行う際の基準で、各階の共用栓と補給用消火水槽への給水を行うメーターを分けるように指導してまいりました。しかし、近隣自治体と比べますと川口市独自となっていたため、平準化のため共用の各戸メーターからの給水を認めることとします。

(水系消火設備等への給水)

第 39 条

屋内消火栓設備、連結送水管等の水系消火設備等への給水は、直結共用メーターまたは貯水槽又は直結加圧型ポンプユニット以下の共用又は専用の各戸メーターから行うことができる。

- ・中高層集合住宅等の契約を行う際の基準で系統管から各戸メーターを分岐する際には、各戸メーター単独での分岐を指導していましたが、令和 7 年度より各戸メーターの分岐をまとめて行うことも許可することとします。

(各戸メーターの設置)

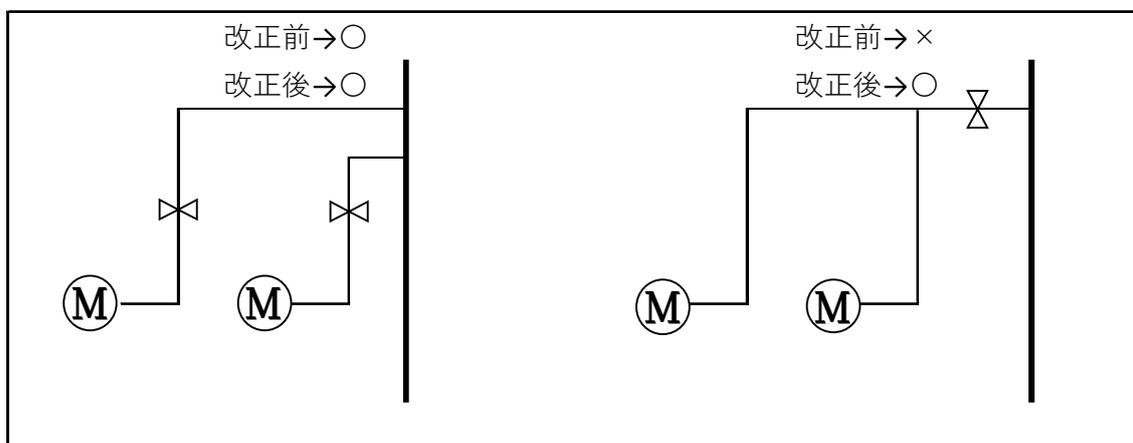
第 40 条

各戸メーターは川口市上下水道局量水器仕様書のものを設置する。(令和 7 年度現在 JIS B 8570-1 上水ねじ)

2 各戸メーターは給水栓より低位、かつ水平設置する。このとき、底面より 150mm を標準とする。

3 各戸メーターは原則として川口市上下水道局指定のメーターユニットに設置すること。メーターユニットの認定基準については第 41 条のとおりとする。

4 中高層集合住宅等の平型メーターは、系統管（立ち上がり管）より各階分岐部分には止水栓を設置する。ただし、近接して止水栓がある場合は省略することができる。



改正前、改正後の参考図

- ・中高層集合住宅等の契約を行う際の各戸メーターを収納するボックス(P S)の有効開口寸法を、令和7年度より700mm以上から500mm以上に緩和いたします。しかし、500mmが最低限度の有効開口寸法となりますので、それ以下での申請は認めませんのでご注意ください。

(各戸メーター収納ボックス)

第42条

各戸メーターは収納ボックス等に設置し、外部から容易に検針及び維持管理できる構造とする。

2 メーターユニットを1個収納するボックス等の開口寸法等は、次のとおりとする。

(1) 有効開口寸法 500mm以上

(2) ボックス内奥行き寸法 300mm以上

(3) ドア高さ寸法 700mm以上

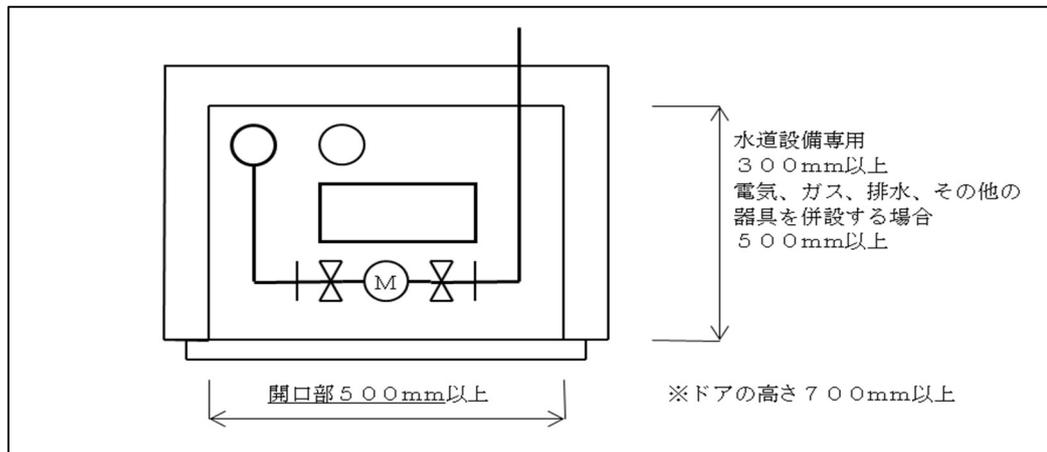
3 メーターユニットを2個収納するボックス等に排水管等の他の配管及び給水器具等の器具が入るときの開口寸法等は、次のとおりとする。

(1) 有効開口寸法 500mm以上

(2) ボックス内奥行き寸法 500mm以上

(3) ドア高さ寸法 700mm以上

以下省略



改正後の参考図

(3)～(5)に関しては、大きな変更はありませんので、省略します。

### 3 台帳に記載する代理人について

申請者が市内に居住しないときは代理人を記載していただいていたましたが、今後は市内に居住しないときは、代理人の欄に指定給水装置工事事業者の名前を記載することも可能とします。

また、代理人の欄に指定給水装置工事事業者の名前を記載した場合、下の指定給水装置工事事業者の欄には同上と記載することとします。

### 4 浄水器、活水器等のしゅん工検査受付時の添付資料について

浄水器、活水器等を設置する際、しゅん工検査受付時に、浄水器を設置した写真と、残留塩素などを記載した自主検査報告書を提出してもらっていますが、今後は不要とします。

### 5 運用開始日について

- ・ 1、2 については令和 7 年 4 月 1 日から。  
ただし、給水装置工事事前打合せ書は令和 7 年 10 月 1 日から。
- ・ 3、4 についてはこの通知の発送日から。

【問い合わせ先】 上水道維持課 審査係 検査係